

# 鹿児島市地域防災計画 (原子力災害対策編) 概要

## 鹿児島市

平成25年4月24日(水)策定

# 1. 本市計画の目的等

## (1) 計画の目的

- 市民の生命、身体及び財産を、原子力災害から保護することを目的とするもの。

## (2) 計画の性格

- 国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針
- 県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、関係機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、連携を図った上で作成。

## 2. 国・県・本市の主な経過

日	国	県	本市
H24.5.29			地域防災計画見直し 検討委員会設置
H24.9.19	原子力規制委員会発足		
H24.10.30	原子力災害対策指針策定		
H24.11.29			原子力防災アドバイザー 委員(2人)委嘱
H24.12.12	市町村用作成マニュアル作成		
H24.12.27			九州電力との協定締結
H25.2.27	原子力災害対策指針改定		
H25.3.11	市町村用作成マニュアル改定		
H25.3.25		県防災会議の開催 「原子力災害対策編」修正	
H25.4.10			防災会議幹事会の開催
H25.4.24			防災会議の開催 「原子力災害対策編」追加

# 3. 本市計画の構成

## 第1章 総則

計画の目的、定義、災害の想定、原子力災害対策重点区域等について定めるもの。

## 第2章 防災体制

災害応急対策における対応基準や活動体制について定めるもの。

## 第3章 原子力災害事前対策

原子力災害対策に係る予防体制の整備や事前対策を中心に定めるもの。

〔主な項目〕 ※原子力防災アドバイザー委員と連携して、効果的な体制構築を図る。

- ①情報の収集・連絡体制等の整備
- ②避難収容活動体制の整備
- ③救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
- ④住民等への的確な情報伝達体制の整備
- ⑤原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及啓発及び情報発信
- ⑥防災業務関係者の人材育成
- ⑦防災訓練等の実施

## 第4章 緊急事態応急対策

九州電力から異常時における連絡等の通報があった場合の対応、原子力緊急事態宣言が発出された場合の原子力緊急事態時の応急対策を中心に定めるもの。

## 第5章 複合災害時対策

複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生ずることがないように留意して取り組むべきことを定めるもの。

## 第6章 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めるもの。

〔主な項目〕

- ①風評被害等の影響の軽減
- ②心身の健康相談体制の整備

# 第1章 総則 ①災害の想定

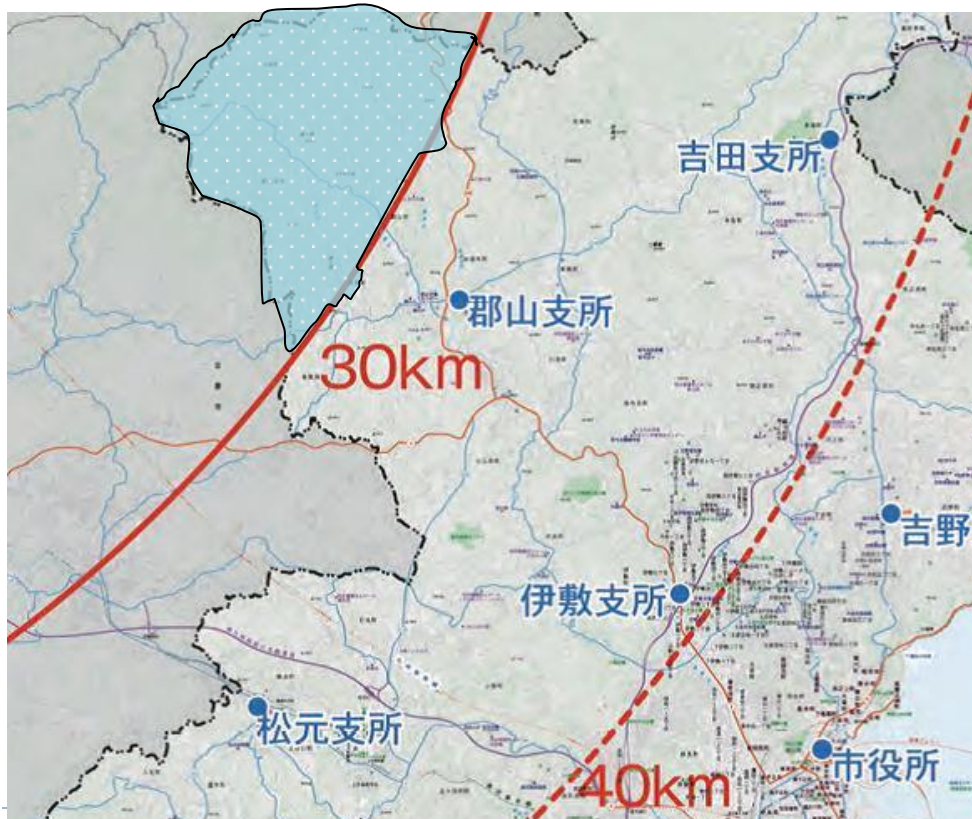
- 福島第一原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で放出され、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすような事態。
- また、事故による放射性物質等の放出形態は複合的であることを十分考慮する必要がある。

# 第1章 総則 ②原子力災害対策重点区域

- 国の原子力災害対策指針の目安及び  
県の原子力災害対策編を踏まえて設定。

原子力災害対策重点区域（UPZ）

郡山町、郡山岳町、西俣町、花尾町  
及び有屋田町の各一部



# 第2章 防災体制

## ① 災害応急対策における対応基準

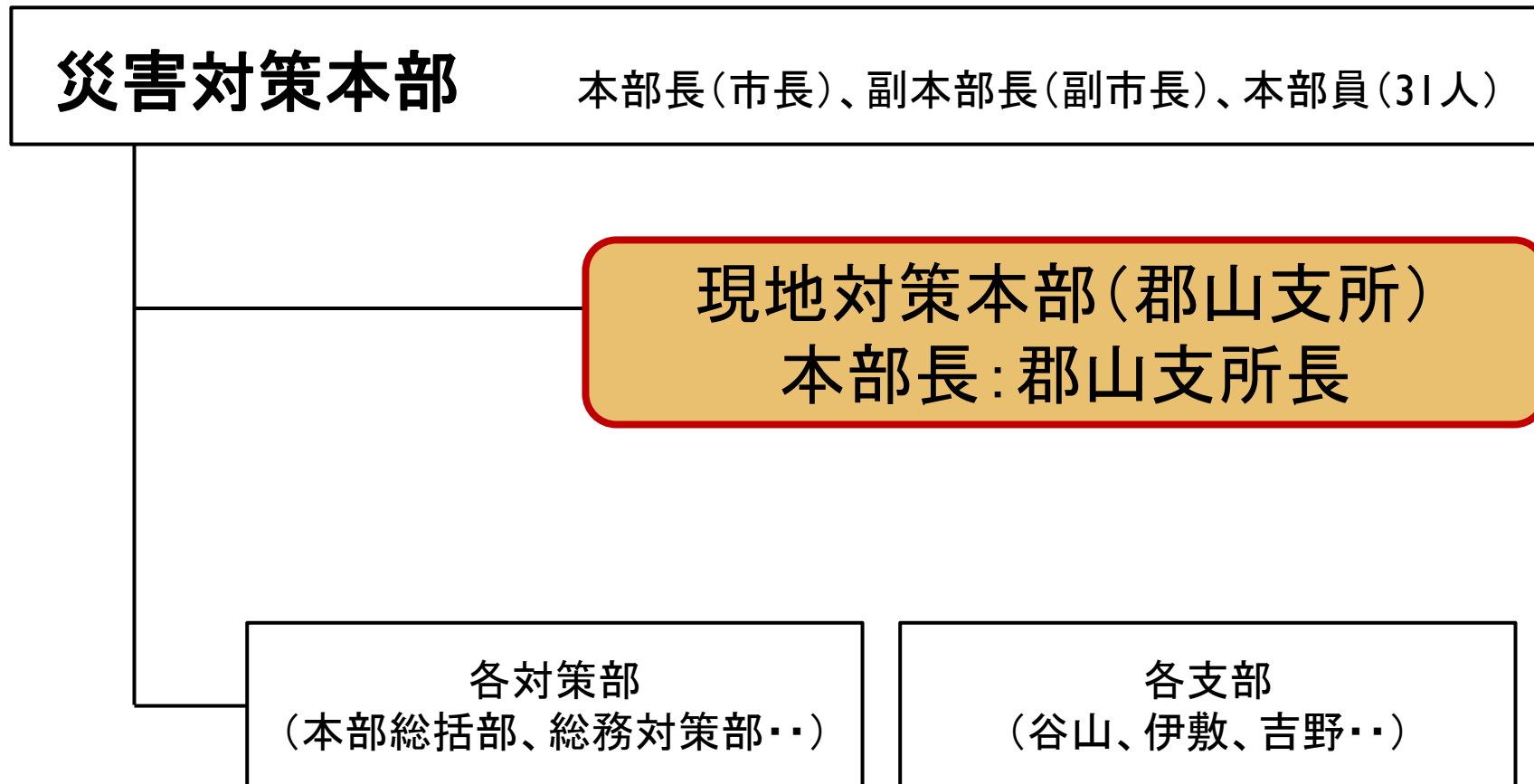
体制区分	市の体制の設置基準	市の対応	県の対応	国の対応
警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>九州電力からの異常時における連絡</li> <li>県の環境放射線モニタリングにより異常値を検知</li> </ul>	災害警戒本部	災害警戒本部	—
対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事象の発生通報</li> </ul>	災害対策本部 (現地災害対策本部)	災害対策本部 (現地災害対策本部)	国事故現地警戒本部
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定事象の発生通報</li> <li>県の環境放射線モニタリングにより異常値を検知</li> </ul>			国事故現地対策本部
緊急時体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出</li> </ul>			国現地本部

現地事故対策連絡会議の開催(オフサイトセンター)

原子力災害合同対策協議会の開催  
機能グループへの参画 (オフサイトセンター)

# 第2章 防災体制

## ②災害対策本部の組織、構成





# 第3章 原子力災害事前対策

## ① 住民等への的確な情報伝達体制

○ 市は、住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた、分かりやすく具体的な内容を整理しておく。

- 情報伝達施設・設備の整備  
(デジタル防災行政無線の整備)
- 住民相談窓口の設置
- 災害時要援護者等への情報伝達
- 多様なメディアの活用  
など



# 第3章 原子力災害事前対策

## ② 避難収容活動体制の整備

- 避難計画の作成
  - ・ 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や、OILに基づく防護措置を実施するまでの間は、屋内退避を行うことを原則とする。
- ※OIL・・・  
緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、防護措置の実施を判断する基準。  
(500  $\mu$ Sv/h  $\Rightarrow$  数時間内に避難等を実施。)
- ・ 災害時要援護者等関連施設への避難計画作成支援
- ・ 広域避難のための他県の都市との協定の締結

### 避難ルート(3パターンで検討)



# 第3章 原子力災害事前対策

## ③住民等に対する広報活動

○ 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、広報活動を実施する。

また、その際は、

「市民のひろば」等を活用し、UPZ圏内だけでなく、市域全域へ、広く周知を図るものとする。

**安心安全 特集号 市民のひろば 6**  
2017年(平成29年) 1月1日発行  
◎市民のひろばは毎月、毎月第一日発行しています。配布を希望する人は広域圏 285-1133へ

**安心安全なまちを目指して**  
山頂を駆け上った消防員。高野山(大山)の噴煙を避ける消防員(2017.1.1)

**活火山・桜島とともに暮らす**  
◎平成29年5月1日発行 噴火情報レ・6-3

レベル	桜島の状況	対応行動
4 (噴煙増大)	噴煙が常時100m以上高く噴出する	噴煙が常時100m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する
3 (火山活動)	噴煙が常時50m以上高く噴出する	噴煙が常時50m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する
2 (火山活動)	噴煙が常時20m以上高く噴出する	噴煙が常時20m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する
1 (警戒)	噴煙が常時10m以上高く噴出する	噴煙が常時10m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する

**1. 避難所へ避難する**  
噴煙が常時10m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する

**2. 避難所へ避難する**  
噴煙が常時10m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する

**3. 避難所へ避難する**  
噴煙が常時10m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する

**4. 避難所へ避難する**  
噴煙が常時10m以上高く噴出する場合は、噴煙の状況に応じて、避難所へ避難する

# 第3章 原子力災害事前対策

## ④人材育成 ⑤防災訓練等の実施

- 市は、原子力防災アドバイザー委員と連携し、市独自に、資機材の使用法を含め、研修等を実施するものとする。
- 市は、訓練を実施するにあたり、実践的なものとなるよう努めるとともに、訓練終了後、原子力防災アドバイザー委員による訓練の評価を実施し、防災体制の改善に取り組むものとする。



# 第4章 緊急事態応急対策

## 屋内退避、避難収容等の防護活動

- ① 市は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ、国の指示、又は独自の判断により、原則として、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行う。
  - ② OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。
  - ③ UPZ外の住民等に係る防護措置については、基本的にUPZ内の住民等に係る基準に照らして、国の指示により、実施するものとする。
  - ④ 避難の際は、原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い若しくは、集合場所に参集し、市等の準備した車両により避難を行う。
  - ⑤ また、避難に当たっては、自力で避難することが困難な傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に十分配慮するものとする。
- ※ 避難所の開設・運営に係る受入市としての協力  
薩摩川内市等からの避難者の受入れに係る協力を行うものとする。

# 第4章 緊急事態応急対策

## 屋内退避の指示が出たら

換気扇やエアコンを止め、ドアや窓を閉めましょう。

ペットは屋内に入れましょう。

情報に注意し、問い合わせの電話は控えましょう。

直ちに帰宅できない場合は、最寄りの公共施設などに入りましょう。

外から帰ってきたら手や顔を洗い、衣服を着替えましょう。着替えた衣類はビニール袋などに保管し、他の衣類と区別します。

# 第5章 複合災害時対策

## 複合災害時の主な留意事項

### ① 災害応急体制

先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う。

### ② 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。

### ③ 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

屋内退避、避難等の防護措置については、複合災害時における道路や避難施設等の被災状況に応じて、屋内退避、避難等を検討するものとする。

### ④ 救助・救急、消火及び医療活動

市は、関係機関と連携し、複合災害時の救助・救急、消火活動により、要員や資機材が不足する場合は、広域的な応援を要請する。また、複合災害時の道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。

### ⑤ 住民等への的確な情報伝達活動

市は、国、県、薩摩川内市、関係周辺市町と連携し、複合災害時の初動期においては、原子力発電所に異常がない場合でも、その旨を定期的に広報するものとする。

# 第6章 原子力災害中長期対策

## 緊急事態解除宣言後の対策

### ① 警戒区域設定等

市は、国及び県との連携のもと、放射性物質の汚染が著しく、警戒区域等を設定して当該区域への立入りの制限や禁止、当該区域からの退去の措置の必要がある場合、実施する。

### ② 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、九州電力及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### ③ 被災者等の生活再建等の支援

市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

### ④ 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく適切な流通等が確保されるよう、必要に応じて、各種の活動を行うものとする。

### ⑤ 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。